

京都教育委員会
教育長 橋本幸三様

京都教職員組合
執行委員長 河口 隆洋

新型コロナウイルス感染対策と学校再開にむけての第4次申し入れ

この間の新型コロナウイルス感染拡大に対するとりくみに心から敬意を表します。

5月4日に政府は、新型コロナウイルス特措法に基づく対策本部を開催し、緊急事態宣言を全都道府県対象に5月31日まで延長することを決めました。安倍首相は会見で、京都府など特定警戒都道府県については、外出自粛や施設の使用制限を引き続き行うよう求めています。これに先だち行われた専門家会議で、北海道大学の西浦教授は「現在確認されている感染者は、氷山の一角」「実際は10倍以上」と指摘し、専門家会議としても、検査体制の拡充を強く政府に求めました。緊急事態宣言の延長を受けて京都府内の多くの学校で、5月31日までの休校が決定されています。学校休校がほぼ3カ月になり、子どもたちの学ぶ権利をどう保障するのかが問われています。また、教職員からはどうやったら「3密」を避け、感染拡大を防止できるのか不安の声も広がっています。かつてない状況での学校再開を今後迎えることとなり、緊急の教職員配置・財政措置など教育行政として思い切った対策をとるよう強く求めるものです。

記

1. 学校を再開する場合は、学校での感染拡大を防ぐために準備期間を設定し、以下の点に留意すること。
 - ①教職員に対して、新型コロナウイルスへの感染防止を徹底するための研修を実施すること。
 - ②教室の「3密」を解消するために、少人数学級・授業を実施すること。また、分割授業を実施するために教室・教職員を確保すること。
 - ③すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、液体せっけん、非接触型体温測定機器、ペーパータオル等を確保すること。
 - ④必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - ⑤感染が疑われる子どもたちが待機(隔離)する場所と人員配置を確実にを行い、感染していない児童・生徒と接触する場にならないようにすること。
 - ⑥給食の再開にあたっては、給食準備及び昼食時間が感染拡大に繋がらないように、机の配置や給食当番の感染防止策などを十分に徹底すること。また、そのために必要な資材を確保すること。
 - ⑦特別支援学校等のスクールバスの増車が可能となるよう、国に要望することを含めて行政が責任をもって対応すること。
2. 教育課程の編成は各学校がおこなうものであり、休校によって授業ができなかった教科等の指導は、各学校の実態を踏まえた方法を尊重すること。
 - ①文科省の通知(平成31年3月)で示されている「災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該標準授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではない」との趣旨を踏まえ、学校再開後に機械的に授業時数の確保を求めないこと。
 - ②子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し免疫力を高め、子どもたちの負担が過度とならないことを最優先すること。
 - ③子ども、教職員に過度な負担となる土曜授業、7時間授業、夏休みの短縮などは行わないこと。また、残された期間で実施できる学習内容について、一定のガイドラインを学校現場と協議してつくること。
 - ④休校期間に課題を与えたことをもって履修とみなすことのないよう配慮すること。家庭学習等の方法や評価

については、各学校が実態に応じて工夫できるよう支援すること。

- ⑤オンライン教材や、文科省が依頼し各教科書発行者が作成した補充のための資料等の使用を押しつけないこと。
- ⑥部活動の実施にあたっては、部活動がクラスターとならないように、非接触、こまめな手の消毒など、万全の対策を徹底すること。また、子どもも教職員にも過度の負担にならないよう配慮すること。
- ⑦高校等における実習について、資格取得にかかわるものも含め、実習期間や実習方法、免許取得方法等について弾力的に対応できるよう関係機関と調整し、対応すること。
- ⑧9月入学制については、現在の子どもたちの学習権の保障を中心にすすめるためにも、拙速かつ結論ありきの検討は行わないよう文部科学省に申し入れること。

3. 収入が急変した家庭の子どもたちの就修学を保障するために、実効ある経済的支援を緊急におこなうこと。当面、下記のことについて、各自治体が対応するとともに、すべての家庭に周知徹底すること。

- ①入学金や授業料等の学納金の納付が困難な者に対し、減免及び猶予をおこなうこと。
- ②就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請書の提出時期について柔軟に対応することや年度途中の認定についても速やかに行うこと。また、府として必要な援助をおこなうこと。
- ③就学援助、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等の申請や認定について柔軟に対応すること。高等学校等就学支援金の支給期間の上限（全日制36月、定時制48月）を超えている生徒について、休業期間の授業料を免除するなど対策をとること。

4. 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。

- ①心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ②学習支援員や部活動支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることができるよう対策をとること。
- ③生活が困難な子どもや虐待の恐れのある子どもたちについて、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体制を早期に確立すること。

5. 定期健康診断については、実施条件等について各学校へ早急に通知すること。X線・心電図検査等の検査機関がおこなう健康診断については、健診時期の延期等を含め円滑に実施できるよう検査機関と協議すること。

6. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関への指導を徹底すること。また、高校生等の相談体制を確立すること。

7. 感染拡大を防ぐ観点から、引き続き特別休暇を認めるとともに、教職員の在宅勤務や時差出勤を推奨すること。また、職員室等における「3つの密」を避ける手立てを講ずること。

8. 市区町村雇用を含めて臨時・非常勤教職員・会計年度任用職員については、雇用・賃金を保障するよう指導すること。また、長期休業中も雇用を継続すること。

9. 教員免許更新制度については、当面、新免許状所持者で2021年3月31日を修了確認期限とする者（第1グループ）の修了確認期限を1年間延長すること。また、2022年3月31日を修了確認期限とする者（第2グループ）についても弾力的に扱うなどの措置を講ずること。

10. 今年度予定されている教育実習や介護等体験については、実施時期の延期のみならず実施期間の短縮なども含めた柔軟な対応ができるようにすること。

以上